

入札者心得

1. 入札室においては、静粛にしなければならない。
2. 入札者〔開札立会人〕（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
3. 入札者が入札〔開札立会人が開札に参加〕しようとする場合は、係員に入札通知書〔開札立会依頼書又は開札承認書〕を提示すること。
また代理人が入札をする場合は、その委任状を提出しなければならない。
4. すでに投函した入札書の引き替え、変更又は取り消しは認めない。
5. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
6. 入札者は、入札書を投函する〔郵送した後、開札執行日の前日〕までは、いつでも入札を辞退することができる。また入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
7. 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効又は失格となります。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 所定の日時までには到達しなかった郵便による入札
 - (3) 所定の日時までには所定の入札保証金を納付しない者の入札
 - (4) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
 - (7) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
 - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (9) 入札金額の訂正、又は入札金額を判読し難いと認められる入札
 - (10) 予定価格(税抜)を超える入札金額の入札
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した者の入札
8. 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額である